

# 日本移住中国人と学校に関する一考察

—— 20世紀初期における長崎時中学校を通して ——

桂 燕 玉

## はじめに

本稿の目的は、日本における中国移住民<sup>1)</sup>の教育状況を近代史的視点<sup>2)</sup>から探ることによって、その移住民の設立した学校実態を明らかにし、その学校の位置づけを試みることである。近年、ものの考え方や価値観、行動の様式などの異同によって、それらを文化接触、文化摩擦あるいは「異文化」間研究といった概念と方法に基づいて、学問的に取り上げるようになりつつある。そして、国際化の進行とともに、人間の移動、異文化としての移住民がまた別の異文化を選択することになるのだが文化的適応や人間形成・教育という視点から見た場合、多くの興味ある問題を提起している。異文化間教育の研究は、日本における外国人学校・国際学校に関する研究とともに多くの示唆を与えている。しかしながら、その学校の研究は現状の考察にとどまり、学校の存在根底には届かず、移住民あるいは異文化の論理を追求しがたい。

中国人学校に関する歴史的研究はほとんど見当たらない。散見できる研究によれば、「華僑教育の原点は、彼らが家郷を離れ白手起家(裸一貫で財をなす)の上志向に求められる。とりわけ彼らの生活基盤をなす商業・流通業に関する知識と訓練を行なうこと<sup>3)</sup>」と述べられ、「…華僑教育は個人ないし少数者のためではなく、彼らの属する幫社会の組織、機能の運営および維持と密接・不可分に結合し、包摂されている点に見られる<sup>4)</sup>。」というように、中国人教育活動を単一で単純図式の内に見ている。あるいは、裕福な中国人上流社会の子弟を通わせる「場」というように学校の外側で論じたりする。

他方、たとえば、在日中国人学校を論じる際、単純に日本式学校、あるいは中国式学校であると区分する<sup>5)</sup>。このように日本移住先で受ける影響に偏ったり、あるいは中国の伝統・文化的要素のみ見ていることは、「近代」の中で中国移住民は学校にいった

い何を期待していたのか、学校ではいったい何が行われていたのかなどの基本問題には応えられない。

近代社会が、合理主義の精神を成立させることにあるならば、それにもとづく人間観は個人の理性的自律を確認し、他方では共同体や自然のなかで自分を最大限に表現する具体的人間を描こうとするはずであったに違いない。「近代」という特定の歴史的背景のもとで、日本における中国移住民は時代を終始一貫意識し、「学校活動」を行ったのではないだろうか。したがって、中国人学校がおかれた歴史社会的な背景への分析を通して、また学校実態に迫ることによって、移住民と学校との関係を明らかにしたい。

本稿の時代設定は20世紀の初期とする。なぜなら、20世紀初期は近代史において政治的混乱をきわめる時期であり、中国の歴史は清政府から民国時期へと移り変わる転換期であったためである。したがって、それは中国文化の移行の時期でもあり、それにともなつて、新式学校が創設され、それがさまざまな国民教育を模索することへと結びついていく時期でもあった。また、日本においては明治期を経て、ますます帝国主義に移行しつつあり、国民教育の普及が一応完成した時期であったからである。

## I 長崎時中学校の登場背景

### 1 中国の教育状況

中国人の西洋の学問への最初の接触は、実は1811年宣教師モリソンが広州で出版した西洋の訳書に遡れる。その時から1842年にかけて中国語の書籍と雑誌138種類を刊行し、世界の地理、歴史、政治、経済などの書籍を32種類以上作った。1842年～1860年の間には、香港、広州、福州、アモイ、寧波、上海などの都市だけ合わせて西洋の訳書434点を出版し、そのうち宗教宣伝のものは329点、天文、地理、数学、医学、歴史、経済関連のものは105点上がっている。1860年～1900年の間は、西洋の学問の伝播が新しい

段階に入り、宣教師たちは布教の自由を得ただけでなく、出版社や学校設立にも乗り出すことができるようになる。たとえば1860年時点、中国江南地域だけカトリック教会学校90ヶ所、キリスト教会学校50ヶ所があった。上述の歴史背景のもとで、中国の新式学校制度への試みは最初から始まったのである<sup>6)</sup>。

1898年には京師大学堂を設立し、中学校・小学校を開き、各地方の社学まで西洋の学問を兼習するようにした。1902年には「欽定学堂章程」、1904年には「奏定学堂章程」を制定する。1905年には科举制度の廃止・学部設立、1906年「教育宗旨」の発布、提学使司・勸学所の設置、1907年「学部諮行各省強迫教育章程」の公布、1909年には「変通初等小学堂章程」「学部年籌備自宜」など相次いで教育政策を打ち出す<sup>7)</sup>。これら一連の施策は、「19世紀後半における洋務運動および変法運動にみられた教育近代化の方向を基本的に継承しつつ、しかもそれから大きく飛躍したものであった<sup>8)</sup>。」

そして清朝政府は、近代学校教育の地方への普及浸透にあたって、伝統的な社会的な指導層たる地方郷紳を政策施行の協力者とした。「彼ら郷紳は、経済的には地主層で、商業資本家をも兼ねて、文化的には儒教的教養を中心とした伝統文化を身につけた有識者層であり、またこの儒教的文化・教養を維持相伝することで、科举制を通じての官僚予備として支配階級の一翼を担っていた<sup>9)</sup>。」清朝支配の枠内で中国の富強化に役立てるための理論的根拠が必要となり、ここで打ち出されてきたのが「中体西用論<sup>10)</sup>」であった。そこには、儒教主義モラル注入の上において、学校がより効果的な教育の場であるとの認識もあった。清朝政府の企画したとおり、近代学校教育を地方農村へも広げること、つまり一般民衆をして、今後社会生活を営んでいく上で、子弟にはぜひ学校教育を受けさせておく必要があるとする認識を持たせなければならなくなったのである。

1912年には中華民国（以下民国と略記）が成立された。民国は教育部を設置し、全国の教育事業を掌管し、教育宗旨を公布して、「道德教育す<sup>11)</sup>」とした。初等小学校を義務教育とし、卒業後、高等小学校或いは乙種実業学校に入学できるとした。高等小学校は3年卒業で、中学校或いは師範学校・甲種実業学校に入学できるとした。初等小学校及び高等小学校に補習科を設け、卒業後他校に進学しようとする者

のため学科を補習し、加えて就職上の準備とした。読経・講経の時間が削除した。教育の使命を促進普及せしめることで、具体的に、「小学校は児童の心身の教育に留意し、国民道德の基礎を培養し、これに加えて生活に必須な知識機能を授けることがその眼目であった<sup>12)</sup>。」初等小学校の教科目は、修身・国文・算術・手工・図画・唱歌・体操であって、女子にはこれに裁縫が加わる。清朝末の過程と異なるところは読経、国文、算術、国史、地理、理科、手工、図画、唱歌、体操であって、男子には別に農業を加え、女子には裁縫を加えた。更に地域の状況によっては農業を改めて商業とし、英語、或いは他の外国語を加えることができた。

このように、中国の教育制度近代化は清朝末の学制制定期と、国民政府の学制制定期に分けられる。つまり、日本への学びからアメリカ型への学びの転換、具体的に読経科を廃止するなど根底から変換したといわれている。

## 2 中国の在外移住民に対する政策と日本への移住

清朝は外国に在留している中国人をいつも「棄民」として扱ったため、教育政策を含め、在外中国人に対する政策はずっと軽視されてきた。在外中国人あるいは在外中国人の教育に対して重視し始めた時期は民国政府設立以後である。1914年の教育部による「僑民子弟帰国就学規程」と1915年教育部の「調査華僑学務事項」などの規定から分かるように在外中国人或はその子弟について政府は依拠ある法規を打ち出した。「他国に居留する中華民国の人民は、その所在地で学校或いは教育機関を設立する場合、それは私立的な性質を有するが、私立学校とは受理しない。亦その管轄機関は普通教育行政官庁とは異なることを特に提起して、討論を起す。（凡中華民國人民侨居他国者，在所在地设立的学校或其他教育机关，亦为私立的性质，但不遵照私立学校规程办理，并其主管机关亦较普通教育行政官厅不同，特提出讨论之<sup>13)</sup>。）」1929年5月教育部は、「領事経理行政規程」10条を公布した。駐海外総領事、領事、或いは副領事は当国或いは管轄地区の華僑教育行政の事項を経理する義務があると明記された。1929年11月18日に教育部が公布した「華僑学校立案規程」によれば、華僑学校の設立は設立者或いはその代表の上申書および附属書類の二部を用意して、所管轄領事から教

教育部に提出する必要があった。一部は教育部から中央僑務委員会に提出され、審査され、立案許可をもらうことになった。立案には「経費は、資産、資金或いは確実な収入が確定し、学校運営の長期にわたる維持が可能な者；設備について、相当な設備を具備していること；教職員は、教職員に合格できる中学専任教員3人以上、小学校教員は専任教員1人以上と校長は中国人でなければならない。ただし、特殊な状況においては外国人教員を招聘することができることが該当領事館から教育部に認可を得ること<sup>14)</sup>」などについて立案後、その組織、課程の一切の事項は、特殊な状況で教育部の認可で変更する以外には現行の教育法令に従うべきこと。1931年、教育部は「華僑中小学校規程」11章51条を公布して、経費、設備、課程、訓育、学校董事会、教職員、学生などについて詳密に規定した。ただし、在外中国人学校の事情を充分配慮した政策ではなかった。

引き続き、中国人の日本への移住を若干触れてみる。『華僑誌<sup>15)</sup>』によると、中国人が日本に住み始めた歴史は540年までに遡れることである。その歴史の中で長崎がもっとも古くから日中文化交流の窓口であった。1899年雑居令の発布によって、外国人が居留地以外のところで日本人と雑居できるようになってから、そのトップ地位が低下したが、依然として中国との関係は密接であった。1920年『大正9年国勢調査』によると、中国人の中最も数を占めるのは商人だというデータが残っている。

### 3 中国の商人および教育意識

#### i 中国の商人階層

中国の商人階層が早くも春秋戦国時代に歴史舞台に登場したことは、すでに史書に記載されてある。商人の地位は時代ごとに異なった。明清にいたって、商人は「商」と「士」とのあいだの相互の流動が非常に密接なものに変わり始める。商人階層は自己のイデオロギーを明確に形成しはじめ、商人が中国の社会的価値体系の中で正式に上昇したのである。「士・農・工・商」という伝統的な秩序は、次第に「士・商・農・工」という新しい秩序に変わっていった<sup>16)</sup>。さらに注目すべきことはその頃より、あたまの「士」がついに「商」の代弁者となったことである。いわゆる商人イデオロギーとは、その実、「士」の筆や舌を通して打ち立てられたものである。王陽明によって「士と商は術を異にするも心を同じくす<sup>17)</sup>」とい

はじめたのである。明代の商人がすでに「買道」ということばを用いていることは、商業についてのあらたな見方、すなわち金もうけ以外、なおほかにその意義があるということを示しているかのようである。経営上の成功をもって自己が天職を尽くすことにおいて「才徳兼備」であったことの証明としようとしたのである。たとえば財富がもたらす権力と名誉、および無数の人を職につかせたこと、故郷に経済的繁栄をもたらしたこと、により得られる精神的満足などである。世俗的動機からいえば、中国と西洋の商人に大きな隔たりはない。中国人のいわゆる子孫末代のために計るといふ観念さえ、西洋にも決して見慣れぬものではない。「自己の子弟を官僚たらしめ、自らは官商となる。自らの捐納によって官僚となる。知友の官僚と親交を結び<sup>18)</sup>、その力を利用する傾向が多かった。以下時中学校で登場する陳世望の経歴を考察した際、自ら長崎時中小学校の理事に就任し、「捐納によって藍生と同知を得る<sup>19)</sup>」ことのような当時の商人の価値観が見える。

#### ii 中国商人の教育意識

日清戦争で中国が日本に敗れた現実を面して、中国の知識人および多くの実業家は教育の当否と国の強弱との密接な関係につき、切々な認識を得たのである。実業家であり教育家でもある張謇は、日本明治維新以後の勃興の経験を「教育第一、工第二、兵第三」とし、「存を図り、亡を救うには教育捨てては寄るもの無し<sup>20)</sup>」としたのである。彼は中国の支配者が日本人の「国の強さは教育にあり、兵にあらざり」、  
「教育は万万人の普通の識を開くためにあり、二、三人の非常の材を儲えるためにあらざり<sup>21)</sup>」という見方を取り入れなければならないと考えていた。そのために張謇はみずから実行に励み、両江の教育を振興させるために大いに活躍した。

中国における民間有志による政治的啓蒙活動の全国的な規模でそれが組織され、公認された始期は、20世紀初頭の親政期の政策に求められる。親政の実施に着手した清朝は、特に殖産興業、教育近代化の政策を推進するため民の協力を不可欠とした。そこで、親政推進の補助機関として官制上の規程の下で組織されたのが商会1903年、教育会1906年、農会1907年である。これらのうち教育会・農会については、その実態や活動について、現在のところほとんど明らかにされていないが、各地に組織された商会が辛

亥革命から民国20年代の間、本来の商工業振興の上で、また対外的主権擁護をめざす民族運動、国内和平・国家統一をめざす諸活動、さらには国民革命への積極的参加などナショナリズム運動の上でも重要な役割を果たしたことは、すでにかなり明らかにされている。教育会は各省教育行政官と協力して教育行政を推進する任務をもつものとして創設された。創立当初の役員構成をみると、会長の張鶯はじめ立憲派の指導的な人物が多い。立憲派は立憲運動だけではなく、教育行政の分野でも指導的な役割を果たす位置に就いていた。

## II 学校・家族・三帮・地域の共同体追求

### 1 時中学校の登場

長崎時中学校は、1905年から1988年にわたって日本の地域に存在した中国人学校である。1905年3月25日に長崎駐在清国領事卞絳昌の提唱の下で長崎移住中国人たちの協力によって、長崎市大浦町32番地の孔子廟内に設立した学校である。設立際、日本政府に申請書類として出した校名は「時中兩等小学堂」であった。日本政府はその申請書を受けて、「私立時中兩等小学堂」と名づけた。1914年には長崎領事館徐善慶より「領事經理華僑学務規程」が出され、それによって「私立」と称していた校名の冒頭に「公立」を冠するようになり、清国に報告する場合には「公立時中兩等小学堂」と呼び方が変わっていく。中国国民政府が成立してから、学堂が学校に変わることに伴い「時中学堂」も「時中学校」へ変わり「長崎僑立時中学校」或いは「長崎華僑公立時中学校」と命名された。ともかく、重要なのは「時中」二文字である。本研究では便宜をはかることも兼ね、呼称を「時中学校」と統一する。

時中学校の組織構造は、以上の広東、福建、三江などの三帮から組んで、通常は三帮<sup>22)</sup>から三人ずつ出して、あと領事館の数人かで学校董事会が構成される。彼らの合意によって、学校運営費が出されたりした。1904年、第7代長崎駐在清国卞絳昌領事の提唱により、広東・福建・三江など三帮の財政的な全面協力で孔子廟内すなわち「長崎市大浦甲三二番地宅地三百三十二坪乙三十二番地宅地六百九十三坪八合四勺三戈日本国政府所有清国政府借地<sup>23)</sup>」に学校を建てることになり、同年の10月1日から工事を始め、翌年1905年の2月に学校が落成されたと記録さ

れている。その間の1904年10月30日に卞絳昌は長崎県知事である荒川義太郎に学校設置について照会し、同年の11月18日に日本の学制に準拠するという条件で私立学校として設立することを認可するという返事をもらった。

時中学校は、1905年3月25日に正式に開校式を行って発足した。開校後の5月20日に卞絳昌領事は、長崎県荒川知事に時中学堂は広東・福建・三江など三帮に経営権を返し、三帮から公選した繆玉庭が総理となり、領事館が督理となると報告した。さらに5月21日、繆玉庭は曾宗敏と陳鵬飛二人教員と一緒に長崎県知事の宛に「私立学校設置ノ義申請」、「私立学校校長認可申請」及び「履歴書」、「私立学校教員認可申請」及び「履歴書」などを提出した。其の中の「私立学校設置ノ義申請」には以下のように書いてあった<sup>24)</sup>。

「清国人子弟ヲ教育スル目的ヲ以テ私立時中兩等学堂ヲ設置致度候間御認可相成度履歴書相添此般申請候也 長崎市大浦町二十八番地 明治三十八年五月二十一日

設立者総理繆玉庭 長崎県知事荒川義太郎殿

これらの申請書は5月23日に長崎市役所から県知事に申請する手続き書類でもあった。

「学第二三五号 校長繆玉庭 教員曾宗敏 教員陳鵬飛 右私立時中兩等小学堂ノ各頭書ノ通り従事致度旨申請□□在り私立学校令第四条該当ノ者□□□シモノト照会条此致副申請也 明治三十八年五月二十三日 長崎市長横山寅一郎 長崎県知事荒川義太郎殿<sup>25)</sup>」

なお、時中学校は同年7月に北京教育部より設立認可を得、清朝政府の公認を得た華僑学校であった。末期の清朝政府公認の僑校といえ、当時清朝政府の「華僑小学暫定条例」に準拠した学校でもあった。このように、時中学校は設立頭初から、日本の私立学校の一つとして認可を得たし、清朝政府の公認ももらった正式的な学校であった。つまり、日本政府にとっては「私立」学校とし、中国の清朝政府にとっては「公立」学校として存在した。

## 2 学校の支持者と教員

時中学校は清国長崎駐在領事館から提唱され、「長崎其ノ他各地居住清国民ノ寄付金二依ル<sup>26)</sup>」もので、学校運営の組織として、長崎華僑（中国人）の同郷組織である広東、福建、三江の三幫の公有とし、通常は三幫から三人ずつ出して、あと領事館の数人かで構成される董事会があった。このような組織的によって、領事館の寄付や領事の手を経て寄せられた寄付金をはじめ、長崎華僑三幫や時中学堂関係者などの手で集められた横浜・神戸・仁川の華僑の人たちからの寄付、および、上海からの寄付金によった。具体的には、学校の「暦年固定収入経常費<sup>27)</sup>」より、学校創立初期（1905—1908年頃）に広東幫は年に700圓、福建幫は年に500圓、三江幫は年に500圓処出した。その後（1909—1917年）になると、広東幫は年500圓、福建幫は年に約200圓、三江幫は年400圓処出した。1918年から1924年まで、広東幫は年600圓、福建幫は年約200圓、三江幫は年400圓出した。固定経常費は三幫の合議で決めて、経常費の払いの順番が広東、三江、福建の順番となり、支出金額が広東の方は段々少なくなって、三江と福建は相対的に安定していた。殊に福建幫の金額は三幫の中で一番少ないが、安定したことが分かる。領事館の金額は決まっていないが、たとえば開校の際領事が200圓を出し、募集金は670圓を出した記録が残っている。また領事館が収めている船員国籍証交付費を時中学校の校費に充てることなど「泰益号<sup>28)</sup>」の史料の中でもよく見られる。以上にみたように学校を支える支持者は各分野から来ている。

1923年、福建会所の代表である陳世望が時中学校の董事長となった。彼は、実際1911年から「時中学校値理の名單（名簿）」に登録され、学校の運営に直接参加し、かつ学校に対して非常に熱心であったことは「泰益号」で見える。

学校の収入は、大きく経常収入と随時収入の部分に分けられる<sup>29)</sup>。経常収入というのは、広東、福建、三江が毎年学校に拠出するように合意されている部分で、固定収入となる。また、経常費には学費、教科書購入費、銀行の利子などが含まれた。そのほかの収入には主に領事館から随時に提出される費用が含まれた。

支出には、職員費、雇用費、図書教授用具費、雑費などが含まれていた。それ以外に衣装、運動会費などの特別費用があった。これらの収支はほぼ均衡

していた。たとえば、1917年の収入は1868.06元であって、支出は3220.59元で、きりきり281.07元の黒字になっていたが、銀行貯金があったため、その年の黒字は1542.17元となった。しかし、翌1918年の収入は2900元で、支出は4300円で1300元の赤字となったため、結局残金はゼロに近かった。

上述のように、学校の運営は、領事館、長崎在留中国人の組織団体、および各界の寄付、また学費によってまかなわれていたことが明らかとなった。ある意味で、これは当時の学校に対する期待のあり方を見ることができる。ここで興味深いこととして注目したいのは、1925年学校開校二十周年を記念して創刊した董事李俊漳が書いた序論の以下の様な記述である。「われわれ9人の董事会（第2次会董事会の人を指す—引用者）の成員の中、私自身は無知で、また他の8人もすべてが教育とは無縁で、一言で学校管理には素人であるがゆえに今回董事会の董事となることは無理がある。…時中の学校の学生はわれわれの子弟であるため、われわれの子弟のため奉仕することは当然であるがゆえ<sup>30)</sup>」に学校を発展させると決心をしている。このような序論の発言からも、自分たちの世代（董事委員の世代）が実現できなかった夢を次世代に大いに期待してこの学校を支持していたことがわかる。従って、領事をはじめ、支持者たちは、財政的な協力だけでなく、常に学校の行き先や進歩についても強い関心を抱いていた。この関心は、1919年馮冕領事・王萬年副領事の『時中学校の改革に関する意見書』では「わたしたち時中学校は以前と比べると異なっているが、世界の人民の最新の思想と比べると、とても差がある。今でも改革しないと、世界の人々は車に乗っているのにわれわれはまだ馬車に乗ることにしかならない<sup>31)</sup>」と改革を主張し、また実行に移した。結果としては「（改革）国内大教育家が求めているものだけではなく、日本の教育家も賛成して、応援していることである。…彼ら（教育家たち）はわれわれより学問が深い<sup>32)</sup>」参考し、学校側に「時代遅れ」にならないように要求した。以上の考察を通じて、学校支持者たちはとにかく自分たちが叶えなかった願望を強く子どもに求めたことが明らかである。

では、教員はどのような役割を果たしたのか。

1905年（光緒31年）開校の年から1924年の史料<sup>33)</sup>をみると、創設期から1924年の間勤務した教員は50名もある。その教員たちは義務付けられた教員、領事

館から派遣させられた者や、正式教員、臨時教員など度を含めて載せてある。日本人教員も7人見えている。教員の教職に就く期間もまちまちである。たとえば、長く勤務した職員は5年以上で短い職員は1ヶ月にも満たない。教師は圧倒的に中国人が多かった。教職員の学歴は前清朝時代の科挙出身者と、北京大学や北京師範大学、省立師範学校や長崎高等商業学校、東京美術学校卒業者、活水女学校卒業者など多彩であった。一つ明らかなことは、学歴が決して低くなかったこと、教職に関する知識や経験を所有した者を呼んだことがわかる。北京大学、北京師範大学、北京工業専門学校、直隸省立第二師範学校などの出身者は、領事館との関りで北京から直接要請することができたと考えられる。知識と経験を具備した教員を要請したこと、上記の北部の学校の出身者を呼んだことは、当時中国国内で高揚する国語（中国語の普通話）教育の普及のために招いた教員であろう。教員構成から、時中学校は単なる中国語（標準語＝普通話）を勉強させる「場」ではなかったことわかる。

### 3 学校運営

#### i 学級編制とカリキュラム

時中学校は、創立初期には「広東・三江・福建三部に分けていて、各部がまた4級に分けられて合わせて12級になっていた。高等小学校も同じように三部に分けて、また3級に分けられ9級になっていた。すると、学校には総計21級がある。普通、学級毎一人の先生がいるはずだ…時中学校は中華民国の小学校であって、各省の方言学校ではない。今教えている学生は将来中華民国の統一の国家の国民になるわけだ。今のように南北分裂の小国民ではない。だからみなさんは自分の子どもを将来統一国家の大国民に養うためには、まず時中学校を統一しなければならぬ<sup>34)</sup>。」そこで、「学問のレベルによってわけ。第一年に学校に入る学生を一年生とし、一年級にまとめる。二年勉強した学生は二年生とし二年級にする。三、四年と高等一、二、三も同じくする。高等はまだ人数が少ないから暫く一人の先生を置く。先生が本を教えるとき一律に普通語で教授する。前のように各方言で散漫にしないこと<sup>35)</sup>」にした。

上述のように、学級編制も開校から1919年頃までは、基本的に事情に合わせたやり方として、三帮の方言によって編制し、また授業を行ったことがわかる。

しかし、中国国内の新学制の動きに伴ってできた新しい学級編制は、時中学校の経営にも節約的な方法であって、会議を通じて同意され、学校に導入された。時中学校は、学級数も増加して校舎も増築し、学級編制も単級、複式を併用して教授用語も標準語・北京語を採用するというように、時中学校もいわば面目を一新した。時中学校全体の教授用語を北京語にし、経費の節約をしながら生徒の教育増進にも役立てようという一挙両得の好策であり、領事館の切なる思いであった。

1905年時中学校の設立当時、教科は1904年「奏定学堂章程」の第1章第7節の規則に沿って、「時中両等小学堂簡明章程」を決めた。1912年まで、「奏定学堂章程」に沿って初等小学堂の第一学年の学科と、その週の時間数は、修身、読経講経、中国文字、算術、歴史・地理・格致（自然科学）（各1時間）、体操（3時間）の計30時間、この外に、地方の状況による図画、手工の随意科目もあった。就業年限も5年で中国国内と一致した。高等小学堂の方は第一学年の学科とその週時間数は修身、読経講経、中国文学、算術、中国歴史、地理・格致・図画（各2時間）、体操（3時間）の計36時間、この外に、地方の状況による農業、商業、手工などの随意科目があった。就業年限は4年になっていた。初等の方は7歳で入学し、当初は9歳、10歳の入学も認め、高等の方は初等小学堂卒業者を入学させ、当初は15歳以上の試験合格者も入学を認めていた。時中もこれらの学科、その週時間数、入学年齢ともにこれに準じていた。初等一年の読経講経は孝経・論語、高等一年の詩経は約読・講解を示し、初等一年の修身の内容は朱子小学、高等一年の四書の要素は中国教育の伝統な特色を示している。修身、算術、体操の学科名、高等一年の体操の中に兵式体操が含まれていた。最初、学則第三条に「本校ハ清国語清国文ヲ授クルヲ以テ本音トス<sup>36)</sup>」、第二十五条の教員に関しては「教員一人 日本国語及び体操図画教授ヲ担任ス<sup>37)</sup>」と書いてあって日本語は教科目にはないが、最初から日本語は教えていたことがわかる。

教科書は、1912年まで初等、高等とともに商務印書館より受け取った。1912年民国政府設立後、1913年から時中学校は中国国内の動きに伴って、中華書局の教科書を受け取り始めた。初級小学校の課程は、国語、算術、社会科、自然、芸術、音楽、体育で、高級小学校は国語、算術、衛生、公民、歴史、地理、

自然、芸術、音楽、体育にした。上記以外に、時中学校では、英語と日本語の授業もおこなった。英語は高級小学校から、日本語は初級小学校の4年からである。具体的に、時間割を見ると、一週間に、小学校の1年生と2年生は、国語10、算術3、公民科なし、自然2、芸術なし、音楽1、体育1合計17時間で、3年生は、国語10、算術6、公民科1、自然2、芸術なし、音楽1、体育2合計22時間で、4年生は、国語10、算術5、公民科2、自然なし、芸術なし、音楽1、体育2、日本語3合計23時間で、5年生は、国語10、算術5、衛生1、歴史2、地理2、自然2、芸術なし、音楽1、英語2、日本語2合計30時間で、6年生は、国語10、算術6、歴史2、地理2、自然1、音楽1、体育2、英語3、日本語4合計31時間であった。補習科には、国語10、算術6、歴史2、地理2、英語3、日本語4合計27時間であった<sup>38)</sup>。この補習科は中学校への進学を希望した者達であろう。

注目すべきところは、当時の中国国内の「新学制」の「小学校課程綱要」に決められている時間割に比べ、1、2年生の授業時間は最低限1080分(18時間)を決めていたが、時中学校は17時間になっていた。逆に、5、6年生は最低限1440分(24時間)になることに決めていたが、時中学校は30時間以上となっており、はるかに超えていた。しかも、中国国内規定では芸術科目は全科目の7%を占めるとなっていたが、芸術科目は無しになっていた。これは、おそらく長崎の学校事情であったと考えられる。彼らにとっては日本および中国内への進出・進学が最も切実な問題ではなからう。

## ii 学校課外活動組織

時中学校の「最近学則一覧」の第3章には「学校課外活動組織<sup>39)</sup>」という規則が書いてある。この規則には、「課外活動組織(サークル)」を、販売部、図書室部、体育部、講演会、学校新聞部など五つに分けられ、それぞれ規程が載せられていた。たとえば、体育部には「体育を促進し、課外運動を提唱することを宗旨とし」、「体育部をまた球技運動と陸上運動にわけ、また球技運動は野球部と卓球組みと分けること」、「本部には部長を一人、各チームにまた正、副チーム長を選び、各組みにまた組長2人選ぶ、いずれも学生自主的で行うこと」だと規定していた。また「本学校の学生はすべて本部(体育部)の成員

であり、学期のはじめに応募を受けて、そのチーム、さらに組みに分けることにする」、「運動時間は毎日授業が終わった後30分にする」などの規則が細かく書いてあった。この規則に従って、平素の訓練を踏まえて、毎年10月10日中華民国の国慶節の日に行われる運動会で報告することになった。さらに、長崎で行われている大会にも参加したりした。その中で、1916年長崎県小学校連合大運動会で時中学校の出場選手二人が優勝を取ったことと、1921年には長崎市少年野球大会で時中学校ナインが準優勝を果たしたことは時中学校の誇りとずっと伝わって来た。これらの優勝を得たことを通して、「教育の道理を知っている外国人および日本人より褒められる」ようになって、その学校の存在意義を深めることになったのである。

また、時中学校で毎年行われている「三大行事」とも言える「3月25日開校記念日」、「10月10日秋の運動会」、「7月の卒業式」など三つの行事を取り上げたい。この三つの行事の考察を通じて、当時長崎在留中国人および時中学校の人々にとって学校がいかなる意味を持つのかをさらに明らかにして行きたい。その中で、具体的に時中学校開校記念日<sup>40)</sup>を取り上げて、学校の文化に触れて行きたい。

時中学校は、毎年3月25日に学校開校記念行事を行うことになった。設立初期の「学則」には、学校の休日を「清明節」、「端午節」、「中秋節」、「冬至節」、「萬寿節」、「孔聖誕生日」、「お正月(旧暦)」、「天長節」というふうになら中国の伝統的祭りまたは皇帝の誕生、孔子の誕生などを休日あるいは学校の行事として規定したからである。そこには学校記念日見えてこなかった。ところが、1925年創刊の『二十周年記念冊』による「学則」には、休業日を「国慶日」、「民国記念日」、「聖誕および祈孔日」、「本校記念日」などにした。そこで学校記念日に行事も行われるようになった。「学則」の集会規則の中でも、学芸会を学校記念日に行くと明記していた。中国伝統的な休日から、開校記念日のような置き換えは、おそらく新教育運動の影響を受けていることは推測できるだろう。

さて、開校記念日を行うために、先に「本月25日は本校創立十八周年記念日でございます。当日午後前十二時半から第五次学芸会及び成績展覧会を行いますので、ぜひご参加よろしく申し上げます。時中学校啓」という正式な招待通知書を出した。

開校記念日は記念式、成績展覧会、学芸会の三つの部分にさらに分かれ行った。とても当日の盛況をなしたことがわかる。「学則」には、記念式の順番についても規定していた。「1.入場 2.敬礼 3.校歌の合唱 4.職員の代表の司会辞 5.教員の本校の沿革についての講演 6.敬礼 7.退場」というふうに規定していた。

また、記念日の一つの行事である学芸会には、学生たちが普段各科目の授業で学んだ一年間の内容を親、学校支持者らの前で報告し、演じるプログラムであった。1923年の『長崎華僑公立時中学校第十八周年記念日第5次学芸会プログラム』は、合わせて48項目があって、開会式の開会辞から始め、来客のあいさつまで披露する項目が細かく書いてある。そのプログラムの中で、たとえば、第8項目の「親愛」は、国民科2年生が演じた項目があった。「兄弟、姉妹は一木の花と実のように、いつもついていく影と形のように、親愛なることだよ」と修身科目の内容を表現し、生活の中で兄弟間の親愛を語っていた。

また、国民科3年生が演じた第16項目の「学校で勉強する」というプログラムには、「私たちは幼い時から早めに学校で勉強しなければなりません。時の流れははやいので、若いとき努力しないと、大人になって生計を立てなくなりますわ。と、学校に行っている意味を唱えた。また、国民科3年生は続けて、「庭園」で、「美しい花は心から愛することで、勝手に採ってはいけないよ、美しい花は枝にあるのを見ることで、手に採ったことより百倍も美しいよ、枝にある花は後でいい実が実るよ。子どもに普段花を勝手に取らないように注意して、公共道徳意識を高めるようにした。

第22項目の「人の手本」では、「現在の人はみんな贅沢で、これはいけないことで、よい学生は勤勉で節約しなければいけません。このことは人の手本が教えていることです。」というように子どもにモラル的なことを伝えていた。

興味深いことは、1925年時中学校創立二十周年の際、家長(子どもの保護者)への「お土産<sup>41)</sup>」である。それは、保護者に対して自分の子どもをいかに扱うかのメッセージであった。その内容は、進路「卒業後どういう学校に進学させるかは早めに考えなさい。臨時にすると間に合わないからです。」、子どもの心性観察「子どもの誤りについて「有心」か「無心」かについてまずよく聞いてください。」、セキユ

リティ「町は教養の場ではないため、町でうろうろさせないように、気を使ってください。」、子ども教育への家族の協力「学校はあなたたちの子どもを教育する半分の責任しかもっていません。残り半分はあなたたちの家庭にあることを明記してください。」、子どもへの観察「成績を見るたび、まず子どもの「話」と「表情(動作)」をみってから、対策をすることを明記しなさい。」、子ども自律への教育「子どもがいたずらだとしからなくて、自分たちのタバコと酒の習慣はいかに形成したのをさきに考えなさい。」、教育への注目「教育費用は少なくありませんが、あなたたちの収入全体の6分の1にしかなりません。」、教育における親のマナー「子どもをよく教育しようしたら、まず、自分たちの行動と「話」に留意しない。」、国家意識「自分の子どもを単なる子どもだと思わないでください。彼らは将来中華民国の事務を担当する国民であるからです。」、教員への信頼「子どもを時中学校に送ってくれないのは別にいいけど、送ってきたら信じてください。」、学校と家族の教育協力「学校と家庭は常に連絡があって子どもが影響を受けるようにしなさい。」、出世・身分チェインジー「あなたたち識字ができないと、識字できるひとに教えてもらうこと、これは子どものためであって、中華民国の国民のためでもあります。」など、広い意味で教育・学校の大事さを伝えた。学校にとってどのような行事をどう行うことは、学校の教育理念を色濃く反映している。

以上の時中学校の実態考察を通して、学校は決して適当に中国人の子弟を集めて自分たちの文化の継承のために行った学校ではなかった。きちんとした組織・運営をもって、学校・家族・会所が連合で地域に根をおろして、近代社会にさまざまな需要に応えられるそのような人間形成を育てていく努力をしていた。

## おわりに

以上、近代史的視点をもって、中国人の日本移住と、その移住民たちの設立した学校＝時中学校を考察し、その学校実態を明らかにした。

その学校の実態は、20世紀初期日本移住中国人が、歴史的・文化的連続性と非連続性を背負いつつ、自分たちの「時中学校」を創ってきたことである。日本では異なる文化とみなされ、中国では「華僑・華



人」と見做されるにもかかわらず、日本移住民として日本の中で葛藤しつつ、「時中学校」の「場」に委ねて、近代教育への新しい試みを行なった。「時中学校」の歴史は、決して「静」的なものだけではなく、「動」的であり、その「動」的なものは関わりの中で存在していた。したがって、この研究は、ものの考え方や価値観の異なるもの同士における接触や、または異文化間教育・国際理解などの問題を考える際、いささか示唆を与えうるのではないか。

結論は、限られた先行研究を完全批判・否定することではなく、むしろそれらの研究をふまえた上で、本稿の研究意味を取り上げることである。ただし、これまで研究に見当たらない近代史的視点を採ることによって、「近代」という特定の歴史的背景を視野にいれ、学校の存在意義を語り、単純図式で中国人学校を区分することに対して、批判的立場をとることを明白におきたい。すなわち、近代史的視点から論ずることによって、たとえば日本における中国人学校を個別事件史ではなく、ある主題の下で通時的に理解することが可能となる。そして近年、日本の学校は単一でなく、多様な場があったことが研究で明らかになるなかで、本稿は中国移住民の設立した学校も、その様々な存在様態の一つであることを明らかにしてきたのであり、加えて中国人学校をはじめ、「外国人学校もまた子どもの一つの選択肢<sup>42)</sup>」であって、複線的な道を選択しえたことを指摘しておきたい。したがって、本稿の長崎時中学校の実態という意図が近代移住民の動態構造を、歴史的な視点から考察し、近代社会の重層的な理解を試みるのに有益であることが確認されたところである。

なお、中国人学校は、長崎時中学校（開校から83年後、1988年3月23日に閉校）を除いて、1946年頃まで日本の横浜、神戸、大阪、京都、東京、静岡、仙台、島根、函館などにあったと推測できる。長崎時中学校の研究をふまえて、以上の学校も近代史的視点から実態分析をしていくことが今後の課題である。また、長崎時中学校の進学志向と卒業後の動向について検討することが、同時に今後の課題として残っている。

## 註

- 1) 一般的に在外中国人を「華僑・華人」とよぶ。「華僑」は、『広辞苑』により、「中国本土から海外に移住した中

国人およびその子孫。」で、外国に在留する中国人を指す。「華僑」という言葉は、1870年代以降に、清朝が条約に基づく外交関係に入ったときに、海外在留の商民を定義する必要に迫られて「僑居華民」という四文字句を用い、「華僑」という用語が新造された。第二次大戦後、植民地国からの脱皮がすすむなかで、「華僑」という用語が意識的に用いられなくなった。一方、中国においては、中国籍を有する者を「華僑」と呼び、「華人」は、現在現地の国籍を有しながら、依然として中国人としての生活、文化およびアイデンティティをもっている者を指している。近年、国際化の進行とともに、外国への渡航者が増えつつある。その外国居住者の永住的な場合は「移民immigrants」、あるいは「在留民sojourners」とみなす。本稿では、便宜をはかることを兼ねて、あえて中国人あるいは移住民とよぶ。

- 2) 中国近代化の始期をどの時点で求めるかの問題は、終始論争があるが、本稿では『中国近代史』（中国復旦大学・上海師範大学共編小島晋治ら訳1981年三省堂）の時期区分に従い、1840年を近代の始まりとみる。近代史時期区分の一般論に沿ったうえ、雑誌『一橋論叢』130巻2号（2003年）嶋崎隆の論文「近代的価値観から多文化社会的共生への歩み」を参照する。すなわち、近代的価値観というものを論ずる際、近代市民社会から多文化社会にいたる、歴史的背景を充分念頭にいれる方法論からアプローチすることである。
- 3) 市川信愛『華僑社会経済論序説』1987年九州大学出版会
- 4) 同上
- 5) 朱慧玲『当代日本教育叢書 日本華僑教育』（山西教育出版社 1996年出版）では「日本の華僑学校は、設立の際から、日本の教育制度に類似していた」と述べている；別必亮『近代教育与社会変遷叢書 継承と創造』（河北教育出版社 2001年出版）ではこれらの中国人学校は完全に近代中国の教育政策の「実践の場」であったという風に「中国式」を過大評価する。
- 6) 孫培青編『中国教育史』2000年華東師範大学出版社
- 7) 舒新城編『近代中国教育史資料』1961年10月人民教育出版社
- 8) 阿部洋『中国近代学校史研究—清末における近代学校制度の成立過程』福村出版会 1993年2月
- 9) 同上
- 10) 「中体西用論」というのは、洋務運動以来清朝政府が採用した西洋文化摂取に関する考え方で、清末の教育改革を方向づけた指導理論でもあった。幕末日本の「和魂洋才論」に類似している。「旧学を体となし、新学を用とな

- し、偏廃すること能はず」、「中学は内学にして、西学は外学なり。中学を以て心身を治め、西学を以て世事に必ず」と言う意味である
- 11) 李国钧、王炳照、金林祥編『中国教育制度通史第六卷清代(下)』山東教育出版社 2000年7月
- 12) 舒新城編『近代中国教育史資料』1961年10月人民教育出版社
- 13) 同上
- 14) 同上
- 15) 台湾華僑誌編纂委員会『華僑誌』1956年海外出版社
- 16) 馬敏著『官商之間：社会劇変中の近代紳商』2003年華東師範大学出版社
- 17) 同上
- 18) 余英時著森紀子訳『中国近世の宗教論理と商人精神』1991年平凡社
- 19) 山岡由佳(許紫芬)著『長崎華商経営の史的研究—近代中国商人の経営と帳簿—』1995年ミネルヴァ書房
- 20) 馬敏著『官商之間：社会劇変中の近代紳商』2003年華東師範大学出版社
- 21) 同上
- 22) 共通の祖先、共通の言語、共通の文化、共通の歴史などを基礎にして相互扶助の精神が生まれ、外敵に対する集団的な自守の態勢を確立した地方的な団体やグループを意味する。近代以降、日本における中国人社会の中では、福建幫、広東幫、三江幫などいくつかの「幫」より結ばれた。福建幫とは、中国の福建出身の組織であるが、これは言葉によって、閩北、閩南幫にさらに分かれる。三江幫とは、中国の江南、江西、浙江の三地方の出身の組織を指し、広東幫とは、中国の広東地方の出身の組織を指す。「幫」の運営を司る「公所」や「会館」、「總會」が組織化されていった。「總會」とは、外国に住む華僑にとって、相互扶助的な役割を果たす。よって、構成員の縁談、家庭内の問題、病気、出産、死亡など生活の情報を収集し、対策を講ずる機関と見なされている。
- 23) 長崎県立図書館所蔵史料『私立学校二関スル書類綴』
- 24) 同上
- 25) 同上
- 26) 同上
- 27) 「泰益号」史料の中、『長崎華僑時中小学校文化史・文化事史』
- 28) 明治・大正・昭和にわたって長崎中国人商人のリーダ地位にある有力な貿易商社である。陳世望、陳金鐘父子が経営した。1982年発見された3000余件の経営記録の中で、長崎時中学校関連記録が100点余り出た。本論文で取り上げている1次史料は、貿易会社「泰益号」の第3世代の子孫である陳東華が提供した長崎時中学校関連記録である。
- 29) 泰益号」史料の中、学校財務関係
- 30) 「泰益号」史料の中、『時中学校の改革に関する意見書』
- 31) 同上
- 32) 同上
- 33) 時中編纂委員会代表『長崎華僑時中小学校文化史・文化事史』
- 34) 「泰益号」史料の中、『時中学校の改革に関する意見書』
- 35) 同上
- 36) 「泰益号」史料中『華僑時中小学校二十週年記念刊』の中「最近学則一覧」
- 37) 同上
- 38) 時中編纂委員会代表『長崎華僑時中小学校文化史・文化事史』
- 39) 「泰益号」史料中『華僑時中小学校二十週年記念刊』の中「最近学則一覧」
- 40) 時中編纂委員会代表『長崎華僑時中小学校文化史・文化事史』
- 41) 同上
- 42) 佐藤郡衛著放送大学教材『国際化と教育—異文化間教育学の視点から』2003年放送大学教育振興会
- 43) 中国人学校は、史上長崎以外に横浜、神戸、大阪、京都、東京、静岡、仙台、鳥根、函館などに存在した。現在は神戸1校、大阪1校、横浜2校、東京1校で合わせて5校残っている。